

公益財団法人 NEXUS スポーツ振興財団
2026 年度助成金 募集要項（スポーツ普及・振興支援）

1. 趣旨・目的

スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図り、社会や地域と共存し、スポーツを通じて人と人との絆を育みながら、すべての人の明るく豊かな生活に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

- (1) 国際大会等を目指すスポーツ選手
- (2) スポーツの普及を目的とした活動を推進する団体
- (3) 他スポンサーや他助成事業者からの金銭的・物的な助成を受けていない

3. 団体の定義

- (1) スポーツの振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、およびスポーツ競技団体
- (2) 上記以外の団体であって、以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - 定款、寄付行為に類する規約等を有していること
 - 団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること
 - 自ら経理し監査する当会計組織を有していること
 - 団体活動の拠点として事務所を有していること

4. 審査と結果通知

当財団の選考委員会で審査のうえ、理事会で決定いたします。

結果については合否に関わらず申請者に郵送にて通知を行います。

合否にかかる問合せには、いかなる場合であっても回答いたしかねますのでご了承ください。

国際大会等を目指すスポーツ選手への助成

対象者

- ・スポーツ競技者（個人）

対象となる事業費

- ・原則として、競技の能力を向上させるために必要な全ての経費が対象・海外含む大会遠征費、移動費、宿泊費、講習会参加費、競技用具・備品等の購入費、消耗品費、施設利用費等
(移動費については、支払日（収納日）、移動区間などが明確にわかり、競技能力向上のための経費だと確認できるものが対象です)
- ・競技力向上以外の経費として転用可能な経費は対象外
(飲食費や服飾費、医療費など)

選考基準（一例）

- ・全国や国際大会等で優秀な成績を収めていること
- ・出願理由が明確であること
- ・審査結果が同順位の場合は、他から助成を受けていない個人を優先

※過去 5 年間のうちに助成対象者として選出されている場合には、劣後することがあります。

交付金額

- ・1 件あたり 100 万円を上限とする

審査方法

- ・選考委員会の審査を経て理事会の承認により決定

申請手続き

- ・助成金交付申請書及び身上書を記入のうえ、添付書類と共に当財団事務局宛に郵送
- ・添付書類
 - (1) 助成金交付申請書
 - (2) 身上書
 - (3) 所属団体助成金交付推薦書（同一推薦人からの応募は 2 名までとします）
 - (4) 個人情報の取扱いに関する同意書
 - (5) 過去の活動実績を裏付ける資料（助成金交付申請書に記載した資料番号を各提出資料の 1 枚目右上に記載してください）

- ・申請書類は返却しません。

対象期間

- ・2026年4月～2027年3月

募集期間

- ・2025年10月～2025年11月28日（当日消印有効）

交付時期

- ・2026年3月中旬頃（予定）
- ・当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象者を選考承認し、助成金交付対象者に対し、助成金交付請求書を郵送します。
- ・助成金交付請求書を指定期日までに返送いただき、受給意思を最終確認した上で確定します。
- ・助成金の交付を受けた助成対象者は、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

受給者提出書類

- ・受給者は、助成期間終了後2ヶ月以内（2027年5月末日・当日消印有効）に、以下の書類を当財団事務局宛に郵送
 - (1) 助成活動完了報告書（指定書式）
 - (2) 助成金を充当した主要な経費の領収書原本
 - (3) 大会実績を証明するもののコピー（大会参加時の写真があれば尚可）
 - (4) その他活動状況を示す書類

その他

- ・当財団の他の助成対象と、重複して応募することは出来ません。
- ・助成対象に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで個人名、団体名、事業名を公表する場合があります。
- ・申請書類上の個人情報、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。個人情報の取り扱いに関しては、当財団の「個人情報の取扱いに関する同意書」を必ずご確認ください。
- ・助成を受けた個人および団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分し助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておくことが必要です。
- ・助成金の返還が必要な場合、銀行振込で返還いただきます。振込手数料は助成対象者

が負担するものとします。

(助成金の返還の詳細については HP で公開の「助成金交付規定」をご確認ください。)

- ・申請に際しては、HP の「よくあるご質問」もご参照ください。

<申請書送付・お問合せ窓口>

公益財団法人 NEXUS スポーツ振興財団 事務局 加藤宛て

住所：〒370-0015 群馬県高崎市島野町 212-1

電話：027-353-2468 電話受付平日 9 時～17 時（土日祝日休み）

E.mail: info@nexus-sports.or.jp

HP : <https://nexus-sports.or.jp/>

☆HP から申請書のダウンロードが可能です

スポーツの普及を目的とした活動を推進する団体への助成

対象者

- ・スポーツ競技団体

対象となる事業費

- ・原則として、競技の能力を向上させるために必要な全ての経費が対象・海外含む大会遠征費、移動費、宿泊費、競技用具・備品等の購入費、消耗品費、施設利用費、大会運営に関わる人件費、大会関連制作費、講習会開催費、その他外注費等（移動費については、支払日（収納日）、移動区間などが明確にわかり、競技能力向上のための経費だと確認できるものが対象です）
- ・広告代理店等への運営委託に係る費用、協賛金的な性格を有するものは対象外
- ・競技力向上以外の経費として転用可能な経費は対象外（飲食費や服飾費、医療費など）

選考基準（一例）

- ・当該助成の目的の達成が見込まれること

※過去 5 年間のうちに助成対象者として選出されている場合には、劣後することがあります。

交付金額

- ・1 件あたり 100 万円を上限とする

審査方法

- ・選考委員会の審査を経て理事会の承認により決定

申請手続き

- ・助成金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と共に当財団事務局宛に郵送
- ・添付書類
 - (1) 助成金交付申請書
 - (2) 対象となる団体であることを証明する書類（履歴事項全部証明書又は定款写し）
 - (3) 団体概要（前事業年度事業報告書、前事業年度決算報告書、事業パンフレット等）
- ・申請書類は返却しません

対象期間

- ・2026 年 4 月～2027 年 3 月

募集期間

- ・ 2025 年 10 月～2025 年 11 月 28 日（当日消印有効）

交付時期

- ・ 2026 年 3 月中旬頃（予定）
- ・ 当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象者を選考承認し、助成金交付対象者に対し、助成金交付請求書を郵送します。
- ・ 助成金交付請求書を指定期日までに返送いただき、受給意思を最終確認した上で確定します。
- ・ 助成金の交付を受けた助成対象者は、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

受給者提出書類

- ・ 受給者は、助成期間終了後 2 ヶ月以内（2027 年 5 月末日・当日消印有効）に、以下の書類を当財団事務局宛に郵送
 - (1) 助成活動完了報告書（指定書式）
 - (2) 助成金を充当した主要な経費の見積書、請求書、領収書原本
 - (3) 大会開催要項、プログラム、ポスター等の製作物
 - (4) 開催時の写真
 - (5) 参加者名簿
 - (6) その他状況を示す書類等

その他

- ・ 当財団の他の助成対象と、重複して応募することは出来ません。
- ・ 助成対象に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで個人名、団体名、事業名を公表する場合があります。
- ・ 申請書類上の個人情報は、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。個人情報の取り扱いに関しては、当財団の「個人情報の取扱いに関する同意書」を必ずご確認ください。
- ・ 助成を受けた個人および団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分し助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておくことが必要です。
- ・ 助成金の返還が必要な場合、銀行振込で返還いただきます。振込手数料は助成対象者が負担するものとします。
(助成金の返還の詳細については HP で公開の「助成金交付規定」をご確認ください。)
- ・ 申請に際しては、HP の「よくあるご質問」もご参照ください。

<申請書送付・お問合せ窓口>

公益財団法人 NEXUS スポーツ振興財団 事務局 加藤宛て

住所：〒370-0015 群馬県高崎市島野町 212-1

電話：027-353-2468 電話受付平日 9 時～17 時（土日祝日休み）

E.mail: info@nexus-sports.or.jp

HP : <https://nexus-sports.or.jp/>

☆HP から申請書のダウンロードが可能です